

中部アイティ産業健康保険組合の加入基準

1. 主要業務が下記の(1)～(3)であり、登記上の目的欄に同様の記載があること又は(4)の事業所に該当すること。

- (1) ソフトウェア開発
- (2) 情報処理サービス
- (3) データベースサービス
- (4) 組合の設立事業所との間で、証券取引法（昭和23年法律第25号）の規定に基づき定められている財務諸表等の用語、様式及び作成に関する規則第8条第3項に規定する「親会社」、「子会社」または、第5項に規定する「関連会社」と同様な関係にある事業所

2. 社会保険加入期間が12カ月以上あり、全国健康保険協会管掌健康保険に加入していること

3. 被保険者が5名以上であること

4. 当健保組合の平均標準報酬を著しく下回らないこと

5. 被保険者の平均年齢が40歳未満であること

6. 扶養率が、当組合の平均を著しく上回らないこと

7. 過去1年間公租公課に滞納（納付遅延）がないこと

- (1) 公租とは、「法人税、消費税、所得税」の国税をいいます。
- (2) 公課とは、「健康保険、厚生年金保険、雇用保険等」の保険料をいいます。

8. 健康保険組合加入後、保険料納付は銀行口座振替納入（23日）が可能であること

（平成27年8月31日）

被保険者数	被扶養者数	扶養率	平均年齢	26年度平均	
				平均標準報酬	平均標準賞与
10,921人	8,471人	77.57%	38.22歳	333,574円	683,000円

以上、加入基準1～8までの他、申出書、添付書及び協会けんぽ・年金事務所からの「事業所調査表」により審査をさせていただき、総合判断のうえ、加入が決定した事業所様につき東海北陸厚生局へ編入の認可申請をいたします。申込み後約3ヶ月で加入（組合編入）可能となります。ご不明な点等は事務局までお問い合わせ願います。

中部アイティ産業健康保険組合

事務局 TEL 0584-75-1411
FAX 0584-83-7466